

## サンプル&ケースで理解!

## 戸籍の見方に

## 強くなる

## 基礎知識と 相続人特定のポイント

相続手続き業務の中でも、苦手意識を持つ人が多いのが戸籍や相続人の確認。被相続人と相続人の関係性が複雑になるにつれ、相続人の特定には多くの時間を要します。本特集では、戸籍のサンプルや様々なケースを取り上げながら、戸籍や相続人の確認を行ううえでのポイントを解説します。

### まずはここから!

## 戸籍に関する基礎知識Q&A

ここではまず、戸籍に関する基本的な知識についてQ&A形式で解説します。

⑤~⑦ 黒木 正人 ファイナンススタイリスト行政書士事務所長

**Q1**

戸籍って何? どんな種類があつて何のために作成されたの?



**戸籍**とは日本人が出生してから死亡するまでの身分

関係(出生、婚姻、死亡、親族関係など)について、登録し、公に証明するための公簿です。

現在の戸籍は、「一組の夫婦と姓を同じくする未婚の子」を編製単位として作られています。戸籍は戸籍法に基づく届け出により記録され本籍地の市区町村役場に保管されています。

戸籍には、はじめに「本籍」と「筆頭者」が、またその戸籍がどのような理由で作成されたかが書かれています。

次に、その戸籍に入っている一人ひとりについて書かれている欄があります。ここには、「生年月日」「父と母の氏名」「続柄(長男、二男、長女な

ど)」「配偶者区分(結婚している場合に夫または妻)」が書かれ、その後に、生まれたこと、結婚したこと、亡くなったことなどその人に関する情報が書かれています。

**H6以前の紙の戸籍を  
改製原戸籍と呼ぶ**

◆**戸籍の種類**  
●**現在戸籍**  
現在の戸籍のことです。

●**除籍**

戸籍の中の人の全員が婚姻や死亡などによって戸籍を出ることです。除籍したために誰も残っていない戸籍簿を除籍簿といえます。

●**改製原戸籍**  
コンピュータ上で保管される

様式となる前(改製前)の紙の戸籍のことです。一般的には平成6年(1994年)の法務省令による改製以前の戸籍を改製原戸籍と呼びます。

●**戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)**

「謄本」とは全体の写しのことで、「戸籍謄本」とは、その戸籍に記載されている内容のすべてを証明するものです。コンピュータ上で保管される様式となった戸籍(磁気ディスクに記録された横書きの戸籍)の謄本は、「戸籍全部事項証明書」という名称になります。

「抄本」とは一部の写しのことで、「戸籍抄本」とは、その戸籍に記載されている人のうち一部の人についての内容を証明す